

令和6年度「肝炎等克服緊急対策研究事業」  
公募に関する Q&A

作成日:2023/11/29

**Q. 研究開発分担者を若手研究者登用費の対象となる若手研究者（以下「若手研究者」という。）として、若手研究者登用費の申請を行うことはできますか。**

A. できません。若手研究者は研究開発代表者または研究開発分担者の指導者のもと、経験の浅い研究者の育成を行うことを目的としています。